

東都大学関係者の皆様へ

## 政府の「緊急事態宣言」の延長に伴う本学の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る政府の「緊急事態宣言」につきましては、報道等によりますと、延長されることが見込まれています。本学としてもこれに協力し、社会的役割を果たすために、下記の対応を取りますので、お知らせします。

なお、今後の感染状況等により変更が十分あり得ますので、引き続き、大学ホームページや学生ポータルサイトを定期的にご確認ください。

### 記

#### (1) 学生

5月31日（日）までの入構を禁止する

\* 寮生および遠隔授業実施にあたり情報通信環境が悪いため入構してメディアプラザを利用せざるを得ない学生等大学が特別に許可した者を除く

\* 各種手続きは電話・郵便等で代替する

\* 申請方法は→<http://www.tohto.ac.jp/campuslife/support/certificate/>

#### (2) 教員

5月31日（日）までの入構を禁止する（在宅勤務）

\* 教育・研究上の必要があるときは、その旨を学科長に届け出ることで入構を認める

#### (3) 職員

5月31日（日）まで最小限の事務機能を維持できる職員数に限定して入構を認める

\* 在宅勤務のさらなる推進

\* ローテーションによる勤務体制（非常勤職員を含む）

#### (4) 健康診断（幕張キャンパスのみ）

5月23日（土）に予定していた幕張キャンパスの健康診断は延期

令和2年5月1日

東都大学 学長